

審査事務規程の一部改正に係るパブリックコメントの募集について（実施結果）
－改造自動車届出制度の見直し－

令和8年3月25日

<問い合わせ先>

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

標記について、令和8年1月28日から2月10日までの間、ご意見を募集したところ、78通のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれらに対する当機構の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、いただいたご意見は、適宜整理集約して掲載しております。

このたび、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に、御礼申し上げます。

お寄せいただいたご意見の概要	当機構の考え方
制度見直しにより、改造自動車の届出手続きが簡素化され、検査現場や整備事業者、ユーザーの負担軽減につながる。	制度見直しの趣旨をご理解いただき、ありがとうございます。 引き続き、利便性向上と適切な審査の両立に努めてまいります。
「自動車メーカー純正部品」について、同一型式内に限るのか、車種をまたいだ流用を含むのかなど、適用範囲を明確にすべき。	ご意見を踏まえ、改造自動車の届出対象から除くものについて、要件を見直しました。
「アフターパーツメーカー」や「一般市場において流通している自動車部品」の定義が曖昧であり、メーカーの規模、販売実績、認証制度、第三者認証の有無等を基準として明確化すべき。	アフターパーツメーカーが製造し一般市場において流通している自動車部品であるかどうか判断できない場合には、受検者に対し当該部品に係る資料の提示を求め審査することとします。
制度見直しにより、品質や強度に問題のある部品が流通・装着されることへの懸念から、一定の認証制度や登録制度により安全性を担保すべき。	ご意見を踏まえ、改造自動車の届出対象から除くものについて、要件を見直しました。
改造自動車の届出対象からの除外後は車検時の現車確認が重要となるため、検査方法や判断基準を全国で統一し、分かりやすいガイドラインや事例	適切な審査業務を実施できるよう、審査方法の明確化を図ってまいります。

集を整備すべき。	
オンライン手続きの導入、改造自動車審査結果情報の電子化により、全国どこでも円滑に検査を受けられる体制を構築すべき。	引き続き審査手続きのデジタル化を推進し、利便性向上を図ってまいります。
リーフスプリングやシャックルを指定部品に追加していただきたい。	いわゆる「指定部品」の取扱い、国土交通省が定めている事項であるため、当機構はお答えする立場にございません。
制動装置の改造（ドラムブレーキからディスクブレーキへの変更等）についても改造自動車の届出を不要としていただきたい。	制動装置の改造が行われた場合、制動装置の性能に関する技術的要件への適合性審査を要する場合がありますので、引き続き事前書面審査の対象として取扱います。
制度見直しにより不正改造や安全性低下が生じることが懸念されるため、動力伝達装置や緩衝装置等の一部改造については引き続き届出対象として残すべき。	ご意見を踏まえ、改造自動車の届出対象から除くものについて、要件を見直しました。
地域による運用や解釈の違いから判断にばらつきが生じることが懸念されるため、全国的な判断の統一と情報共有の強化が重要である。	地域による運用や解釈の違いから判断にばらつきが生じないように、審査方法の明確化を図ってまいります。